





原村地球温暖化対策加速化補助金 購入前チェックリスト

チェック項目	チェック	ポイント
補助の対象となる方（下記すべてを満たす必要があります）		
・ 村内に住所を有している方		
・ ご自身が居住している村内の住宅に対象製品を設置する方 ・ 店舗、事務所等の併用住宅の場合は、居住部分に対象製品を設置する方		事業用は対象外です。
・ 同じ世帯に申請する対象製品と同一の対象製品に係る本要綱及び原村省エネ家電製品買い換え補助金交付要綱（令和4年原村告示第37号、令和5年原村告示第22号及び令和7年3月18日告示第20号）による補助金交付を受けた方がいない ※LED照明以外の家電製品の申請をする場合のみ		令和4年度、令和5年度及び令和7年度の原村省エネ家電製品買い換え補助金に係る申請を含め、申請は対象製品ごとに1世帯1回限りです。（LED照明を除く）
・ 村税等の滞納がない方		
・ 原村暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない方		
補助対象製品（下記すべてを満たす必要があります）		
<p><省エネ家電製品の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 購入時点において経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以上の冷蔵庫、エアコン、テレビ、LED照明(LED電球は対象外) 既存機器からの買い換えであること <p><宅配ボックスの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 宅配物を受け取ることを目的に製造されたものであること 収納した宅配物等が外部から完全に見えない構造であり、宅配物等を安全に保管し、正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有しているもの（リース、レンタル品及び自作のものを除く。） 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。 新たに設置される宅配ボックスであること 		<p>購入の検討をされている製品の最新の省エネ基準達成率を下記よりご確認ください。</p> <p>冷蔵庫:  エアコン: </p> <p>テレビ:  LED照明: </p> <p>(出典：資源エネルギー庁省エネ型製品情報サイト)</p>
<p><省エネ家電製品の場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> 諏訪地域6市町村内の事業所において購入したもの 		<p><省エネ家電製品の場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット通販、左記以外の事業所で購入したものは補助対象外です。 リース契約等、申請受ける期間中に所有権が申請者に移転しないものは対象外です。
・ 未使用品		※フリマサイトや個人売買で購入したものではないこと ※リース品やレンタル品自作のものではないこと
その他の要件（下記すべてを満たす必要があります）		
・ 令和8年4月1日から令和8年12月31日までに購入、設置、既存機器の廃棄が完了 すること		※宅配ボックスについては、既存機器の廃棄求めません（新規設置のみのため）
添付書類（申請書のほか、下記書類を提出する必要があります。）		
<p>①対象製品を購入した際の領収書の写し</p> <p>②対象製品の規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し</p> <p>③メーカーが発行した対象製品の保証書の写し</p> <p>④買い換え前後の機器の設置状況又は宅配ボックスの設置状況及び防犯防止機能（鍵、ダイヤル錠）等が確認できる写真等が確認できる写真</p> <p>⑤既存機器の特定家庭用機器廃棄物管理票の写し又は、対象製品の購入店舗（事業所）による下取り若しくは買い取りが確認できる書類（LED照明以外の家電製品の場合）</p> <p>⑥（任意）環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果</p>		※宅配ボックスは加算対象外のため、⑥の提出は不要です